

電子決済手段の取扱いに関する規則 (2024年 ●月●日 制 定)	「電子決済手段の取扱いに関する規則」に関するガイドライン (2024年 ●月●日 制 定)
第1章 総則	
(目的) 第1条 本規則は、第一種会員（電子決済手段）が電子決済手段等取引業の対象として取り扱う電子決済手段（以下「取扱電子決済手段」という。）の決定及び廃止その他電子決済手段の取扱い業務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。	
第2章 取扱審査の体制	<p>【第2章参考】</p> <p>他の電子決済手段等取引業者への口座開設までの媒介行為を担う第一種会員（電子決済手段）については、当該他の電子決済手段等取引業者が利用者に提供する電子決済手段の適切性を確保することとなるため、審査プロセスは本規則の各条項にかかわらず、簡略化することが可能です。ただし、媒介行為に際し、当該他の電子決済手段等取引業者の取り扱う電子決済手段について適切に説明する義務を負います。</p>
(取扱審査) 第2条 第一種会員（電子決済手段）は、取扱電子決済手段の審査に関する社内規則を定めなければならない。	<p>第2条第1項関係</p> <p>社内規則により、次の事項を規定する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①取扱い（新規、廃止、一時中止、中止解除）に係る起案者、決裁者に関する事項 ②取扱審査の担当部署及び審査手続きに関する事項 ③取扱電子決済手段の定期検証の実施及び実施手続きに関する事項 ④審査項目に関する事項（第2項各号に掲げる項目その他の項目） ⑤審査資料の管理に関する事項 ⑥審査業務への監査に関する事項 ⑦電子決済手段概要説明書の担当部署及び作成・更新手続きに関する事項 ⑧当局への届出・報告に関する事項 ⑨協会への届出・報告に関する事項 ⑩その他の必要事項 <p>第2条第2項第1号関係</p> <p>第1号ヘについて、例えば、発行者が法定通貨による償還を約することによって価値の安定を図る電子決済手段の場合は、当該発行者による償還約束によって適切に価値の安定が図られているかについて確認することが考えられます。</p> <p>第1号チについて、例えば、契約書や利用約款等において電子決済手段の移転の手続きや、移転の確定する時期及びその根拠を記載するとともに、これらの事項について利用者に対して十分な説明が行われていることが考えられます。</p> <p>第1号リについては、例えば、発行者による電子決済手段の発行による為替取引に係る業務に関して、発行者においてマネー・ロー</p>
2 第一種会員（電子決済手段）は、前項の社内規則の策定にあたっては、第1号及び第2号に掲げる事項を審査項目に含めなければならない。また、外国電子決済手段を取り扱うにあたっては第1号及び第2号に加え、第3号も審査項目に含めなければならない（以下、本項で審査項目に含める必要があるものを「必要審査項目」という。）。	
(1) 取扱電子決済手段に関する事項	
イ システムの安全性・強靭性に関する事項	
ロ 発行状況に関する事項	
ハ 取引状況に関する事項	
ニ 利用状況に関する事項	
ホ 発行者その他の電子決済手段の関係者に関する事項	
ヘ 電子決済手段の価値の安定のために講じられている措置の内容	
ト 電子決済手段及び記録台帳の技術に関する事項	

<p>チ 電子決済手段の権利の移転時期及びその手続きに関する事項</p> <p>リ 発行者におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する事項</p> <p>ヌ 電子決済手段の償還に関する事項</p> <p>ル 利用者の権利保護に関する事項</p> <p>ヲ 対象プロジェクトに関する事項（もしあれば）</p>	<p>ンダリング及びテロ資金供与対策が適切に講じられているかを確認することが考えられます。</p> <p>第1号ヌについては、利用者が電子決済手段の償還請求をする場合に、速やかかつ適切に償還を行うための発行者等の態勢として、例えば、以下の点を確認することが求められます。なお、第一種会員（電子決済手段）が利用者から電子決済手段の償還請求を受け付けることとしている場合には、第2号ヌに掲げる事項と併せて審査するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 受付窓口の設置 ② 利用者に対する適切な情報提供が行われているか <p>(注) 例えば、利用者に提供すべき情報には、償還請求に係る債務者、執行方法、内容（発行者や第一種会員（電子決済手段）が破綻した場合における当該請求権の取扱いを含む。）や償還を受ける方法、償還に要する期間及び償還手数料等を含みます。なお、償還手数料については合理的に算出された適切なものであることを要します。また、第一種会員（電子決済手段）が発行者に代わって情報提供するにあたっては、「電子決済手段関連業務に係る利用者の管理及び説明に関する規則・ガイドライン」に基づいて行わなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ③ 利用者への償還手続きに係る社内規程の策定等 <p>第1号ルについては、発行者や第一種会員（電子決済手段）の破綻時や技術的な不具合等（サイバー攻撃のほか、事務処理ミス、内部不正、システムの不具合等を含むがこれに限られない。）が生じた場合において、発行者や第一種会員（電子決済手段）による電子決済手段等取引業に係る取引の解除・取消し（原状回復を含む。）や損害の補償等が確保されているなど、当該電子決済手段の利用者の権利が適切に保護される必要があります。</p>
<p>(2) 第一種会員（電子決済手段）の社内体制等に関する事項</p> <p>イ 電子決済手段の安全管理体制に関する事項</p> <p>ロ 電子決済手段の技術対応能力に関する事項</p> <p>ハ 自社の取引処理能力に関する事項</p> <p>ニ 財務耐久性に関する事項</p> <p>ホ 需要見込みに関する事項</p> <p>ヘ 利用者との利益相反に関する事項</p> <p>ト 取引条件に関する事項</p> <p>チ 当該会員におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る態勢に関する事項（犯罪収益移転防止法第11条に規定される取引時確認等の措置に係る態勢の整備を含む。）</p> <p>リ 当該会員が利用者から電子決済手段の償還請求を受け付けることとしている場合には、利用者への償還手続きに関する事項</p> <p>ヌ 発行者との間の電子決済手段関連業務に係る契約に関する事項（外国電子決済手段を取り扱う場合であって、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和5年内閣府令第48号）（以下「府令」という。）第30条第1項第6号イに掲げる措置を講じている場合を除く。）</p>	<p>第2条第2項第2号関係</p> <p>第2号リについては、利用者が電子決済手段の償還請求をする場合に、速やかかつ適切に償還を行うための第一種会員（電子決済手段）の態勢として、例えば、以下の措置を講じる必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①会員による受付窓口の設置 ②利用者に対する適切な情報提供 ③利用者への償還手続きに係る社内規程の策定 <p>第2号ヌについては、電子決済手段関連業務に係る契約においては以下の事項を規定しなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該電子決済手段関連業務に係る利用者に損害が生じた場合における当該損害についての発行者と第一種会員（電子決済手段）との賠償責任の分担に関する事項（例えば、利用者からの被害申告の受付窓口、補償する場合の基準や手続（利用者に求める情報や、過失の有無の判断等）、補償する場合の方法（補償の実施者、損害の算定方法等を含む）、補償する場合の補償範囲、及びいずれか一方が補償した場合の求償関係（損害の分担）について定める。） ② 発行者がその発行する電子決済手段の保有者を把握するため必要な情報を第一種会員（電子決済手段）が発行者の求めに応じて、（有事又は平時を問わず、）速やかに提供するため必要な事項（当該情報の提供の頻度及び時期に関する事項を含む。）

<p>(3) 外国電子決済手段の適切性に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 取り扱おうとする外国電子決済手段が府令第 30 条第 1 項第 5 号イからハまでに規定する要件を満たすとの確認に関する事項 ロ 当該会員において府令第 30 条第 1 項第 6 号の措置を講ずるために必要な事項 ハ 外国電子決済手段の発行者が、自ら又は第三者をして、国内の一般利用者に対し電子決済手段の発行及び償還並びにその勧誘行為と評価される行為を行わないこととなっているかの確認に関する事項 	<p>第 2 条第 2 項第 3 号関係</p> <p>(1) 第 3 号イについては、外国電子決済手段が電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和 5 年内閣府令第 48 号）（以下「府令」といいます。）第 30 条第 1 項第 5 号イからハまでの要件を満たすとの確認を求めているところ、同号イからハまでの要件は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 資金決済法又は銀行法に相当する外国の法令の規定により、外国電子決済手段を発行するためのライセンスを得て、当該外国電子決済手段の発行を業として行う者により発行されていること ② 当該発行者が償還するために必要な資産を資金決済法、銀行法、兼営法又は信託業法に相当する外国の法定の規定により管理しており、かつ、当該管理の状況について、発行が行われた国において公認会計士の資格に相当する資格を有する者又は監査法人に相当するものによる監査を受けていること ③ 外国電子決済手段に係る取引に關し犯罪行為が行われた疑いがあると認めるとときは、当該発行者において、当該外国電子決済手段に係る取引の停止等を行う措置を講ずることとされていること。 <p>(2) 第 3 号ロについては、府令第 30 条第 1 項第 6 号の措置を実施に関する審査を求めているところ、同号の措置は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該外国電子決済手段について、発行者がその債務の履行等を行うことが困難になった場合その他当該外国電子決済手段の価値が著しく減少した場合に、第一種会員（電子決済手段）において、利用者（国内にある利用者と国外にある利用者とを区分することができる場合にあっては、国内にある利用者。①において同じ。）のために管理をする当該外国電子決済手段について、当該債務の履行等が行われることとされている金額と同額で買取りを行うことを約する措置及び当該買取りを行うために必要な資産の保全その他これと同等の利用者の保護を確保することができると合理的に認められる措置 ② 利用者（電子決済手段等取引業者等を除く。）のために外国電子決済手段の管理をすること（当該利用者の外国電子決済手段を移転するために管理をすることを含む。）及び移転をすること（電子決済手段の交換等に伴うものを含む。）ができる金額が、第一種会員（電子決済手段）が資金移動業者の発行する電子決済手段（資金決済法第 36 条の 2 第 2 項に規定する第二種資金移動業に係るものに限る。）を取り扱う場合と同等の水準となることを確保するために必要な措置 <p>(3) 上記(2)①の措置に関しては、「必要な資産の保全その他これと同等の利用者の保護を確保することができると合理的に認められる措置」として、例えば、履行保証金保全契約（資金決済法第 44 条に規定する履行保証金保全契約をいう。）又は履行保証金信託契約（資金決済法第 45 条第 1 項に規定する履行保証金信託契約をいう。）と同等の契約を締結する方法による保全が行われていることが求められます。必要な資産の算定及び保全にあたっては、毎営業日ごとにこれを算定し、不足が生じた日の翌日から起算して 2 営業日以内に不足を解消することが考えられます。</p> <p>また、上記(2)②に関しては、利用者のために外国電子決済手段の管理をすること及び移転をできる金額について、次に掲げる措置を講じることが求められます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・① 電子決済手段等取引業者が利用者の指図により外国電子決済手段を移転する場合（電子決済手段等取引業者が管理しないウォレットに移転する場合を含み、電子決済手段の交換等に伴うものを含む。）において、その 1 回当たりの移転可
--	--

	<p>能額を 100 万円以下に限定する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ② 第一種会員（電子決済手段）が管理する利用者の外国電子決済手段の金額が、1人当たり 100 万円を超える場合において、第一種会員（電子決済手段）が管理する電子決済手段のうち、その移転がなされる蓋然性が低いと判断されるものについては、その利用者の外国電子決済手段の買取りその他当該利用者が当該外国電子決済手段を保有しないための措置 <p>なお、上記②の措置については、規制の趣旨に照らして実効性のあるものとなるように整備されるべきものであり、画一的な措置が求められるものではありません。そのため、第一種会員（電子決済手段）が管理する利用者の外国電子決済手段の金額が 1 人当たり 100 万円を超える都度、当該利用者への意思確認を行うといった特定の対応が求められるものではなく、第一種会員（電子決済手段）のビジネスモデルやサービスの利用状況に応じて適時適切に確認が行われる態勢を整備することが重要と考えられます。</p> <p>(4) 第 3 号ハについては、外国電子決済手段を発行する者が自ら国内利用者（電子決済手段等取引業者等を除く。）に対し外国電子決済手段の発行又は償還を行う場合、国内において為替取引を行うものとなり、銀行等の免許又は資金移動業の登録等が必要となることに留意する。</p> <p>(5) 電子決済手段等取引業の登録申請書の提出及び変更届出に際して、外国電子決済手段の取扱いが適法であること及びその発行が外国の法令上、適法であることを説明するために、法律専門家の法律意見書及び関連する条文等の必要な資料が必要となることに留意する（事務ガイドライン第 3 分冊（電子決済手段等取引業者関係）III-2-1(1)③ロ（注））。</p> <p>第 2 条第 3 項関係</p> <p>取扱リスクには、①クレジットリスク（当該電子決済手段の発行者が倒産等することにより電子決済手段の価値が棄損するリスク）、②為替変動リスク（当該電子決済手段に表示される法定通貨に係る為替変動のリスク）、③流動性リスク（流動性がなく換金・交換ができないリスク）、④ハッキングのリスク、⑤移転記録等が改ざんされて紛失するリスク、⑥会員におけるレビューションリスクなどがあります。なお、上記はリスクを評価した内容であり、取扱審査においては、より具体的な事実レベルのリスクを特定する必要があります。</p> <p>審査項目を通じて、これらリスクについて具体的な事実レベルでの整理を行った上で、利用者と会員自身の立場から検討し、それぞれ許容できるかどうかを評価し、取扱いの適否を判断することになります。</p> <p>第 2 条第 4 項関係</p> <p>必要審査項目の具体的な調査ポイントについては、「審査報告書の記載方法」の記述を参照してください。なお、記載方法は参考資料であって、記載する項目の全てを調査することを求めるものではありませんが、上記のリスクを判断するのに有効な着眼点を示しています。いずれの場合であっても、会員自身の判断が合理的であることを裏付けるに足る調査は必要になります。</p>
(社内体制) 第 3 条 第一種会員（電子決済手段）は、取扱電子決済手段を審査するに際して、次の各号に定める体制を整備しなければならない。	<p>第 3 条関係</p> <p>【参考】</p> <p>外国電子決済手段を取り扱おうとする第一種会員（電子決済手</p>

<p>(1) 前条第3項に基づき取扱リスクを包括的かつ具体的に検証し、特定できる専門的知見を有する人材の確保</p> <p>(2) 前条第4項に基づき審査を行う部門（以下「取扱審査部門」という。）並びにその責任者及び担当役員の設置</p> <p>(3) 取扱電子決済手段の審査結果が取締役会その他これに準ずる意思決定機関に報告され、当該意思決定機関の下で最終的な取扱いの可否が決定される手続の確保</p> <p>(4) 取扱電子決済手段の審査過程及び審査結果に係る資料の保存</p> <p>2 第一種会員（電子決済手段）は、取扱審査部門並びにその責任者及び担当役員を、営業部門から独立させるものとし、取扱電子決済手段の審査を行うに際しては、取扱審査部門と営業部門が相互に牽制が図られる体制（役職の兼務の禁止を含むがこれに限られない。）を構築しなければならない。</p>	<p>段）においては、例えば、以下のような社内体制を講じることが考えられます。</p> <p>審査部門の人員体制については、担当役員－審査部門長－審査担当者の3名が基本単位と考えられます。取扱電子決済手段の数が多い場合には審査担当者を増員するなど適切な審査を実施することができるよう態勢を図ることが必要です。一方、例えば、少人数の役職員で取扱電子決済手段数が少なく、利用者数や取引ボリュームが相対的に大きくなれない第一種会員（電子決済手段）においては、担当役員と審査部門長、あるいは審査部門長と審査担当者を同じ者とすることや審査部門長と審査担当者が兼務することもあり得ます。さらに少人数の場合には、担当役員が部門長、担当者を兼ねることもあり得ますが、一方で適切な審査の実施について監督する仕組みが失われることから、そのような場合には審査業務に対する内部監査の頻度を高めて実施するなど、内部牽制が有効に働くようにして、その決定を補うことが求められます。</p> <p>【参考】</p> <p>例えば、他の電子決済手段等取引業者から電子決済手段の売買等に係る業務システムの提供を受け、当該取引業者の取り扱う電子決済手段の一部をもって、自社の取扱い電子決済手段とする第一種会員（電子決済手段）の場合であっても、利用者に対する責務は一義的には当該会員が負っていることから、取扱電子決済手段に係る審査体制を構築する必要があります。なお、業務システムを提供する取引業者と連携し、取扱審査に必要な情報についても提供を受けることについては特段、問題はありません。ただし、この場合、単に新規取扱い時に留まらず、両者が提携関係にある間は継続して情報提供を受けられるなど、取扱い開始後も利用者への責務を果たすに足る状態を維持することが必要です。</p>
<p>第3章 新規取扱</p>	
<p>（取扱いに慎重な判断を要する電子決済手段）</p> <p>第4条 第一種会員（電子決済手段）は、取り扱おうとする電子決済手段の特性に鑑み、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、その適否を慎重に判断しなければならない。</p> <p>(1) 法令又は公序良俗に違反する方法で利用されている又は利用されるおそれが高い電子決済手段</p> <p>(2) 犯罪に利用されている又は利用されるおそれが高い電子決済手段</p> <p>(3) マネー・ローンダーリング及びテロ資金供与に利用されている又は利用されるおそれが高い電子決済手段</p> <p>2 第一種会員（電子決済手段）は、取り扱おうとする電子決済手段の特性及び会員自身の体制に鑑み、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、当該電子決済手段を取扱ってはならない。</p> <p>(1) 移転・保有記録の更新・保持に重大な支障・懸念が認められる電子決済手段</p> <p>(2) 当該会員において、公認会計士又は監査法人による適切な監査が実施できない又は困難な電子決済手段</p> <p>(3) 当該会員において、システム上その他安全な管理及び出納ができない又は困難な電子決済手段</p> <p>(4) 前各号のほか、当該会員において資金決済法（以下、「法」という。）上の義務を適正かつ確実に履行できない又は困難な電子決済手段</p> <p>3 第一種会員（電子決済手段）は、移転記録の追跡ができない又は著しく困難である電子決済手段については、第1項第3号</p>	<p>第4条関係第1項関係</p> <p>当初の計画された電子決済手段の利用目的に関わらず、法定通貨等の他の決済手段と比較して法令や公序良俗に違反する態様での利用、又は、犯罪、マネー・ローンダーリング、テロ資金供与などに利用されるケースが多く見られるようになった電子決済手段については、こうした不適切な利用が当該電子決済手段の固有の特徴に由来する場合には取り扱わず、固有の特徴に由来するものではない場合であっても、不適切な利用が当該電子決済手段全体の利用に比べて顕著に増加している場合には、こうした状況が沈静化するまで、当該電子決済手段の取り扱いを見送ることが適当と考えます。</p> <p>第4条関係第2項関係</p> <p>第1号については、取り扱おうとする電子決済手段の特性に鑑み、移転・保有記録の更新・保持に重大な支障・懸念がある電子決済手段については、利用者の財産的利益の保護が困難であることから、取扱いを禁止することとします。</p> <p>また、第2号から第4号については、取り扱おうとする電子決済手段の特性及び会員自身の態勢に鑑み、当該第一種会員（電子決済手段）において、当該電子決済手段を取り扱った場合に、資金決済法上の義務を確実に履行することができない又は困難と認められる場合等において、取扱いを禁止するものです。</p> <p>なお、前払式支払手段に関する内閣府令第23条の3第3号において電子決済手段に該当する前払式支払手段の発行ができない旨が規定されていることを踏まえて、第一種会員（電子決済手段）においても、当該前払式支払手段を電子決済手段として取り扱うことは適切ではないことに留意してください。</p>

<p>又は前項第2号に該当するおそれがあることから、これら問題が解決されない限り、当該電子決済手段を取り扱ってはならない。</p>	
<p>(協会への届出)</p> <p>第5条 第一種会員（電子決済手段）は、新たな電子決済手段の取扱いを開始する場合には、協会に対して、次の各号に掲げる書類を事前に届出なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)協会が別に作成する審査報告書 (2)協会が別に作成する当該電子決済手段の概要説明書（以下「概要説明書」という。） (3)当該電子決済手段に関する利用者に開示・提供する資料等 (4)当該電子決済手段に係るホワイトペーパーその他当該電子決済手段の内容を説明した資料 (5)当該電子決済手段の流通状況に関する資料（流通実績がある場合に限る。） (6)当該電子決済手段に関する事件・事故に関する資料 (7)当該電子決済手段の管理に関する社内規則や事務マニュアル等を記した書面 (8)当該電子決済手段の管理に関する社内検証を行った資料 (9)当該電子決済手段を取り扱う電子決済手段の売買等の概要書 (10)概要説明書を作成・管理する者の氏名、役職、所属部署、経歴、連絡方法を記した書面 (11)当該電子決済手段電子決済手段の管理者等の関係者の反社会的勢力との関係性その他マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の関連性について社内検証を行った資料 (12)その他協会が提出を求める書面又は資料 <p>2 第一種会員（電子決済手段）は、前項の届出を行った場合において、当該会員が当該電子決済手段の取扱いを開始することについて、協会が異議（取扱いにあたっての付帯条件の設定、変更を含む。以下同じ。）を述べた場合においては、かかる異議に従うことなく当該電子決済手段の取扱いを開始してはならない。</p> <p>3 協会は、第一種会員（電子決済手段）から届出のあった電子決済手段の取扱いの適否を判断するために必要な調査を行った上で前項に基づく異議を述べるか否かの判断（以下「協会事前審査」という。）行うものとする。ただし、当該電子決済手段が資金決済法その他の国内法に基づいて必要とされる諸手続を完了して発行されたものである場合にあっては、第2条第2項第1号に掲げる審査項目について、当該電子決済手段に係る協会事前審査は不要とする。</p> <p>4 第一種会員（電子決済手段）は、協会が当該会員に対して行った、電子決済手段の取扱いを開始することについての異議（以下本条において「判断」という。）に疑義がある場合には、別途定める細則に従って異議の申し立てを行うことができる。</p> <p>5 第一種会員（電子決済手段）は、前項に基づく異議の申し立てにより判断についての疑義が解消されない場合、当該判断について「暗号資産の取扱いに関する規則第5条第7項、電子決済手段の取扱いに関する規則第5条第5項及びデリバティブ関連取扱暗号資産等に関する規則第5条第7項に基づく判断についての不服申立てに関する規則」に従い不服審査会に不服の申し立てを行うことができる。</p>	<p>第5条関係</p> <p>協会事務局では、提出された書類について所定の記載と手続きが満たされていることを点検し、かかる点検を終えた日を届出の受付日として処理します。届出の受付日以降、協会事務局は、提出された書類の内容に矛盾がないこと、合理的な判断に基づき審査報告書の所見が示されていることを主な観点とした確認を行い、個社における新規銘柄の取り扱いにあたって、利用者保護やAML/CFT、関連法令への抵触、自社リスク、その他の懸念や気づき等をどのように捉え対応しているかについても確認します。また、審査に必要な手続きや調査が行われているか、審査責任者へのヒアリングなどを通じて確認します。審査報告書の内容に関し、不明な点等があった場合には、第一種会員（電子決済手段）に再調査を依頼する場合があります。</p> <p>なお、当局から事務局に対して点検、確認の状況の報告を求められた場合には、特別な事情の無い限り、これに応じて当局に回答します。</p> <p>また、第一種会員（電子決済手段）が取り扱おうとする電子決済手段の取扱いに関して、既に発行者において当該電子決済手段に関して当局に登録や届出を行っている等資金決済法に基づいて必要とされる諸手続を完了している場合には、本規則第2条第2項第1号に掲げる審査項目について、当該電子決済手段に係る協会事前審査は不要としています。さらに、上記に限らず、会員自身が既に取り扱う電子決済手段に関して、当局にて必要な確認を経ている場合には、当該当局による確認の限度において当該電子決済手段に係る協会事前審査を省略する場合があります。</p>
(概要説明書の公表等)	

<p>第6条 第一種会員（電子決済手段）は、新たに電子決済手段の取扱いを開始する場合には、自社のウェブサイトその他利用者が容易に閲覧可能な伝達手段を用いて、概要説明書を公表しなければならない。</p> <p>2 第一種会員（電子決済手段）は、定期的に又は必要に応じて適時に、概要説明書の内容を更新しなければならない。</p> <p>3 第一種会員（電子決済手段）は、概要説明書を更新した場合には、更新後の概要説明書を協会に提出するとともに、自社のウェブサイトその他利用者が容易に閲覧可能な伝達手段を用いて、速やかにこれを公表しなければならない。</p>	<p>第6条第1項関係 電子決済手段概要説明書の公表時期については、新規に取扱う電子決済手段の特性や流通状況、利用者の特性等も踏まえ、利用者に対する適切な情報提供の観点から第一種会員（電子決済手段）において検討することになりますが、遅くとも当該電子決済手段取扱い開始日までに行うものとします。</p> <p>第6条第2項関係 電子決済手段概要説明書の作成等、会員間の協力体制については、今後、協会が発信する通知を参照してください。</p>
<p>第4章 取扱開始後の対応</p>	
<p>（情報の収集等）</p> <p>第7条 第一種会員（電子決済手段）は、取扱電子決済手段に関し、当該会員が特定した取扱リスク及び当該電子決済手段の価値の安定に影響を及ぼすおそれのある情報の収集に努めなければならない。</p> <p>2 第一種会員（電子決済手段）は、取扱電子決済手段に関し、当該会員が特定した取扱リスク及び当該電子決済手段の価値の安定に著しい影響を及ぼすおそれのある重要な情報のうち、取扱い開始時点で考慮していなかった情報を入手した場合には、取締役会その他これに準ずる意思決定機関に報告しなければならない。</p> <p>3 第一種会員（電子決済手段）は、前項の場合において、当該情報を公表しないことにより利用者保護が図られないおそれが認められる場合には、自社のウェブサイトその他利用者が容易に閲覧可能な伝達手段を用いて、速やかに当該情報を公表しなければならない。</p> <p>4 第一種会員（電子決済手段）は、府令第30条第2項第1号イ(2)に定める参考価格の対象銘柄として協会が指定する電子決済手段を取り扱う場合、協会の指定する要領によって、参考価格算出のために必要となるデータの提出を毎営業日行うものとする。</p> <p>5 第一種会員（電子決済手段）は、協会が月次・年次統計を公表するため、あるいは定期・不定期に行う調査のために、電子決済手段に関する取引状況等を、協会の指定する書式によって提出するものとする。</p>	<p>第7条第1項、第2項関係 本条第1項及び第2項の情報は公表・非公表の別を問いません。この項に従い情報収集した結果、第一種会員（電子決済手段）が特定した取扱リスク及び当該電子決済手段の価値の安定に著しい影響を及ぼすおそれのある重要な情報のうち、取扱い開始時点で考慮していなかった情報を入手した場合には、同規則に従い、情報を管理するとともに本条第2項に従って取締役会等に報告することが必要です。 第2項の取締役会への報告に至った重要情報については、利用者保護の観点から当該情報の公表要否を判断します。当該判断の結果、公表することが適当であるとした場合には、速やかに公表することが必要です。</p> <p>第7条第2項、第3項関係 現状、利用者が電子決済手段の取引を判断するための情報が十分であるとは思われません。このため、第一種会員（電子決済手段）は自社の取扱い電子決済手段について、利用者の判断に供する情報の収集に努め、利用者に提供していく役割を果たす必要があります。一方、収集した情報の一部には、電子決済手段関係情報として会員内部で厳格に管理すべき非公表明情報が含まれるおそれがあります。電子決済手段関係情報は規則に従い厳重に管理しつつ、利用者への情報提供を判断するラインには速やかに伝え、当該ライン上にあって電子決済手段関係情報に接触する役職員を情報取得者として管理することとなります。</p> <p>第7条第4項、第5項関係 協会のWebサイトでは、法令に従って参考価格や、それに基づいて算出されるリスク想定比率等の表示を行っています。また本邦における電子決済手段の取引にかかる状況も公表をしています。これらを通して国内の電子決済手段の動向を広く社会に発信することで、利用者に対する電子決済手段に対する理解の一助としていることから、第一種会員（電子決済手段）は利用者に対する情報提供の一環としてこれに取り組むことが求められます。参考価格の算出対象として協会が指定する電子決済手段は協会Webへ、対象となるデータの取得時間および協会への提出期限は参考価格ファイル内へ、それぞれ記載をしています。なお協会が指定する電子決済手段は、第一種会員（電子決済手段）の取り扱い状況により増減することがあります。</p>
<p>（取扱リスクの検証）</p>	

<p>第8条 第一種会員（電子決済手段）は、定期的に又は必要に応じて適時に、取扱電子決済手段に係る取扱リスクの内容を検証し直すものとし、当該検証の結果、取扱リスクの内容を更新する必要がある場合には、第2章の定めにしたがって、当該電子決済手段の取扱いの可否を改めて判断しなければならない。</p> <p>2 第一種会員（電子決済手段）は、前項のほか、取扱リスクを評価する前提事実が変更された場合など当該取扱電子決済手段の取扱判断に至った事情に大きな変更が生じた場合には、第2章の定めにしたがって、当該電子決済手段の取扱いの可否を改めて判断しなければならない。</p> <p>3 第一種会員（電子決済手段）は、前二項に基づいて改めて取扱電子決済手段の取扱いの可否を判断した結果、当該電子決済手段電子決済手段が第4条各号のいずれかに該当することが判明した場合その他必要審査項目に照らして当該電子決済手段の取扱いが適切でないと判断した場合には、第5章の定めに従って当該取扱電子決済手段の取扱いを中止又は廃止しなければならない。</p> <p>4 第一種会員（電子決済手段）は、取扱いを開始した電子決済手段に関し、法令又は公序良俗に違反する方法での利用、犯罪への利用、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与への利用等、国内で取り扱われるにあたって不適切な状況がないことについて協会が随时モニタリングを行うことを了解し、かかるモニタリングに協力するものとする。</p> <p>5 第一種会員（電子決済手段）は、協会が、前項に基づくモニタリングの結果、不適切な取扱いの状況があると判断した電子決済手段について、当該電子決済手段を取り扱っている会員に対し、当該会員が行った審査の妥当性を確認し、当該電子決済手段の取扱いにあたっての付帯条件を設定し、あるいは当該電子決済手段の取扱いの中止又は廃止を要請した場合、かかる妥当性の確認に応じるとともに、設定された付帯条件に従った当該電子決済手段を取扱いあるいは要請に従った取扱いの中止又は廃止に向けた準備を開始するものとする。</p> <p>6 第一種会員（電子決済手段）は、協会が、前項に基づく付帯条件の設定あるいは取扱いの中止又は廃止の要請から一定期間経過後にその内容を全会員に通知した後は、設定された付帯条件に従った取扱いあるいは要請に従った取扱いの中止又は廃止を実施するものとする。</p>	<p>第8条第4項関係</p> <p>電子決済手段の性質は、その性質上、期間の経過とともに変化することがあります。その変化によって、それまで問題がないと考えられていた電子決済手段が、国内の取り扱いに不適切あるいは不適切となる可能性がある銘柄になることが考えられるため、協会は、会員による取り組みとは別に、国内取り扱い電子決済手段のモニタリングを行います。</p>
<p>第5章 取扱中止等</p>	
<p>（一時中止時の対応）</p> <p>第9条 第一種会員（電子決済手段）は、取扱電子決済手段の取り扱いを一時的に中止する場合には、原則として、一時中止を開始する日の前日（第5号に該当する場合には、一時中止を開始する日の30日前）までに、次の各号の事項について、自社のウェブサイトその他利用者が容易に閲覧可能な伝達手段を用いて、利用者に対して周知しなければならない。</p> <p>(1) 一時中止する電子決済手段の名称 (2) 一時中止の開始日時 (3) 一時中止の終了日時（未定の場合にはその旨） (4) 一時中止を行う理由 (5) 一時中止する電子決済手段の全部又は一部を利用者に返還する場合には、当該返還等の方針及び利用者に返還等を行うために必要となる情報</p> <p>2 第一種会員（電子決済手段）は、一時中止を解除し、取扱い</p>	<p>第9条第1項関係</p> <p>一時中止とは、例えば電子決済手段の安全管理に深刻な障害が発生し、その修復のために利用者の取引を止めなければならない措置が必要な場合など、廃止の決定には至らないものの、一定期間取引を中止する措置を行う場合を指します。ただし、一時中止の取り扱いは1年を最長とし、1年を上回る場合には速やかに廃止手続きを行わなければならないものとします。ただし、システムの点検・改修や取り扱い電子決済手段のフォーク等に伴い、短期間取引を停止する場合は本条にいう一時中止には該当しないものとします。</p> <p>なお、例外的に、当該電子決済手段の取扱いを即刻中止しないと、ハッキング等により利用者に損害が生じるおそれが高い場合には、本規則の定めに問わらず、例外的に本項に定める期間を下回る期間での事前周知も認められます（なお、即時の中止が必要な場合には、事後的な周知もやむを得ないものと考えられます。）。</p>

<p>を再開する場合には、再開する日の 1 週間前までに、その旨を自社のウェブサイトその他利用者が容易に閲覧可能な伝達手段を用いて、利用者に対して周知しなければならない。ただし、一時中止の期間が 1 週間に満たない場合には、再開日の前日までに利用者に周知するものとする。</p> <p>3 第一種会員（電子決済手段）は、1 年を超えて一時中止を続けるはならない。</p>	
<p>(取扱廃止時等の対応)</p> <p>第 10 条 第一種会員（電子決済手段）は、取扱電子決済手段の取扱いを廃止する場合には、取扱廃止日の 30 日前までに、自社のウェブサイトその他利用者が容易に閲覧可能な伝達手段を用いて、利用者に対して周知しなければならない。</p> <p>2 前項に基づく周知を行う場合、第一種会員（電子決済手段）は、次の各号の情報を利用者に提供しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 取扱いを廃止する電子決済手段（以下「取扱廃止電子決済手段」という。）の名称 (2) 取扱廃止日時 (3) 取扱を廃止する理由 (4) 周知日において取扱廃止電子決済手段を取り扱う他の電子決済手段等取引業者の有無及び当該業者の名称 (5) 取扱廃止電子決済手段の返還等の方針 (6) 取扱廃止電子決済手段の利用者への返還等を行うために必要となる情報 <p>3 第一種会員（電子決済手段）は、取扱廃止日から起算して 5 年が経過するまでの間、利用者に帰属する取扱廃止電子決済手段の残高が存在する限り、法令に基づき当該取扱廃止電子決済手段を自己の固有財産と分別して管理するものとし、当該利用者から返還を求められた場合には、速やかにこれに応じることとする。</p> <p>4 第一種会員（電子決済手段）は、取扱電子決済手段の取引の種類が複数あり、その一部の取引における取扱を取りやめる場合（以下「取扱一部取りやめ」といいます。）には、取扱一部取りやめの日の 30 日前までに、自社のウェブサイトその他利用者が容易に閲覧可能な伝達手段を用いて、次の事項を利用者に対して周知しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 取扱いを取りやめる取引の種類（取引所取引・販売所取引・信用取引等）及び取扱を一部取りやめる電子決済手段の名称 (2) 取扱一部取りやめの日時 (3) 取扱一部取りやめの理由 (4) 取扱を一部取りやめる電子決済手段の返還等の方針 (5) 取扱を一部取りやめる電子決済手段の利用者への返還等を行うために必要となる情報 	<p>第 10 条第 2 項関係</p> <p>電子決済手段の取扱いを廃止する場合には、利用者が指定するアドレスに当該電子決済手段を送付する、あるいは利用者が保有する電子決済手段を第一種会員（電子決済手段）が買取り法定通貨で返還する、利用者が保有する電子決済手段を他の電子決済手段に交換し、利用者が指定するアドレスに交換後の電子決済手段を送付するなどの様々な方法がありえますが、具体的な方法については、利用者との間の有効な契約に基づき選択された方法によって清算することとなります。ただし、廃止日を過ぎてもなお清算が完了しない利用者の電子決済手段保有分については、その後少なくとも 5 年間は管理し、利用者からの返還請求等に応じることとします。ただし、電子決済手段の状態で管理し続けることが困難な合理的な理由がある場合には、第一種会員（電子決済手段）の責任によって、その他の方法をもって清算を行うことを妨げません。</p> <p>なお、4 号にいう取扱廃止電子決済手段を取り扱う他の電子決済手段等取引業者の有無及び当該業者の名称の記載にあたっては、その状況に鑑み、別途協会が指示をすることがあります。</p> <p>第 10 条第 3 項関係</p> <p>取扱廃止電子決済手段の残高を利用者のために管理することは、資金決済法第 2 条第 10 項第 3 号にいう「他人のために電子決済手段の管理をすること」に該当し、同法に基づく分別管理が必要となります。</p> <p>第 10 条第 4 項関係</p> <p>第一種会員（電子決済手段）が、(i)取扱電子決済手段の取引として一種類のみの取引を行っている場合において、当該種類の取引について特定の取扱電子決済手段の取り扱いが行われないこととなる場合、又は、(ii)取扱電子決済手段の取引として複数の種類の取引を行っている場合において、そのいかなる種類の取引についても特定の取扱電子決済手段の取り扱いが行われないこととなる場合は、第 10 条第 1 項に規定する「取扱電子決済手段の取扱いを廃止する場合」にあたり、同項が適用されます。第一種会員（電子決済手段）が、取扱電子決済手段の取引として複数の種類の取引を行っている場合において、その一部の種類の取引について特定の取扱電子決済手段の取り扱いを取りやめるが、他の種類の取引については当該取扱電子決済手段の取り扱いが引き続き行われている場合には、「取扱電子決済手段の取扱いを廃止する場合」には該当せず、本項が適用されます。</p> <p>第 10 条第 4 項第 4 号関係</p> <p>取扱電子決済手段の取扱一部取りやめの場合における利用者からの預かり電子決済手段の返還等の方針については、利用規約の内容等も踏まえ、第一種会員（電子決済手段）において、個別に検討する必要がありますが、利用者からの預り電子決済手段を返還しないことも想定されます。その場合、取扱いの取りやめをしない別の</p>

	種類の取引にて売買が可能であること等利用者が不利益を被らないように周知が必要です。
(協会への報告等) 第 11 条 第一種会員（電子決済手段）は、取扱電子決済手段の取扱いを一時中止する場合には、原則として、当該中止を公表する前日までに、次の各号に掲げる事項を協会に報告しなければならない。 (1) 第 9 条第 1 項各号の事項 (2) 利用者への周知の方法及び周知日 (3) 一時中止する電子決済手段の保有者数、保有数量及び保有金額 2 第一種会員（電子決済手段）は、取扱電子決済手段の一時中止に係る措置を解除し、当該電子決済手段の取扱いを再開する場合には、当該再開を公表する日の相当期間前までに、次の各号に掲げる事由を協会に届け出なければならない。第一種会員（電子決済手段）は、本項に基づく届出を行った場合において、当該第一種会員（電子決済手段）が当該電子決済手段の取扱いを再開することについて、協会から異議が出された場合においては、当該電子決済手段の取扱いを再開してはならない。 (1) 取扱いを再開する理由 (2) 利用者への周知の方法及び周知日 3 第一種会員（電子決済手段）は、取扱電子決済手段の取扱いを廃止する場合には、当該廃止に係る周知を行う日の 1 週間前までに、次の各号に掲げる事項を協会に報告しなければならない。 (1) 前条第 2 項各号の事項 (2) 利用者への周知の方法及び周知日 (3) 法第 62 条の 25 第 3 項に基づく公告を行う場合、公告の方法及び公告の実施日 (4) 取扱廃止電子決済手段の保有者数、保有数量及び保有金額 (5) 取扱廃止の機関決定日 (6) 電子決済手段の返還等の方針（取扱廃止日以降の取扱いを含む。） 4 第一種会員（電子決済手段）は、取扱電子決済手段の取扱一部取りやめを行う場合、前条第 4 項に基づく周知を行う日の 1 週間前までに、次の各号に掲げる事項を協会に報告しなければならない。 (1) 前条第 4 項各号の事項 (2) 利用者への周知の方法及び周知日 (3) 取扱一部取りやめの機関決定日 (4) 取扱を一部取りやめる電子決済手段の返還等の方針（取扱一部取りやめの日以降の取扱を含む。）	第 11 条第 1 項関係 第 9 条第 1 項関係に記載のとおり、例外的に、当該電子決済手段の取扱いを即刻中止しないと、ハッキング等により利用者に損害が生じるおそれが高い場合には、事前の報告なく直ちに取扱いを中止することも認められます。その場合、報告事項については事後的に速やかに報告するものとします。 第 11 条第 2 項関係 「相当期間」とは、協会において、第一種会員（電子決済手段）が取扱電子決済手段の一時中止に係る措置を解除することの適否を判断するための調査に要する合理的期間を指します。
第 6 章 その他	
(公表) 第 12 条 協会は、第一種会員（電子決済手段）が新たな電子決済手段を取り扱う場合には、取扱開始日に、次の各号に掲げる事項を公表する。 (1) 当該会員が新たに取り扱う電子決済手段の名称 (2) 当該会員が作成した当該取扱電子決済手段に係る概要説明書 (3) 取扱開始日 2 協会は、第一種会員（電子決済手段）が更新した概要説明書	

<p>を受領した場合には、速やかにこれを公表する。</p> <p>3 協会は、第一種会員（電子決済手段）から前条第1項に基づく取扱電子決済手段の取扱いの一時中止の報告を受けた場合には、中止公表日と同日付で、次の各号に掲げる事項を公表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当該会員が取扱いを中止する電子決済手段の名称 (2) 取扱中止日時 <p>4 協会は、第一種会員（電子決済手段）から前条第2項に基づく取扱電子決済手段の取扱いの一時中止に係る再開の届出がなされた場合であって、当該届出に対して協会が異議を行わない場合には、取引再開の公表日と同日付で、次の各号に掲げる事項を公表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当該会員が取扱いを再開する電子決済手段の名称 (2) 取引再開日時 <p>5 協会は、第一種会員（電子決済手段）から前条第3項に基づく取扱電子決済手段の取扱いの廃止の報告を受けた場合には、廃業公告日と同日付で、次の各号に掲げる事項を公表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当該会員が取扱いを廃止する電子決済手段の名称 (2) 取扱廃止日時 	
<p>（相互協力）</p> <p>第13条 第一種会員（電子決済手段）は、取扱電子決済手段について、他の会員から当該電子決済手段に係る情報（取扱リスクや電子決済手段の価値の安定に影響を及ぼすおそれのある情報を含むがこれに限られない。）の提供を求められた場合には、合理的な範囲においてこれに応じることに努めるものとする。</p>	<p>第13条関係</p> <p>本条に基づく他の会員に対する情報の提供に関しては、合理的な範囲である限り、有償での提供とすることもできるものとします。</p>
<p>附則</p> <p>この規則は、2024年●●月●●日から施行する。</p>	<p>附則</p> <p>このガイドラインは、2024年●●月●●日から施行する。</p>